平成２３年（フ）第４０５号
徳島県吉野川市鴨島町内原95番地５
債務者　多田　廣子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１２号
徳島県徳島市名東町１丁目166番地の１　名東東団地県営住宅123、旧住所徳島県徳島市南庄町３丁目８番地　小川コーポ２―301
債務者　島崎　明味
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１４号
徳島県板野郡松茂町広島字南川向51番地４、住民票上の住所徳島市城南町４丁目２番43号
債務者　橋川　友美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２２号
徳島市大原町千代ケ丸山30番地の10
債務者　山本　睦子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３号
徳島県徳島市沖浜町北畑496番地の５
債務者　松岡　雪絵
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
徳島県徳島市沖浜町北畑496番地の５
債務者　松岡孝一郎
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２６号
兵庫県宝塚市旭町１丁目５番17―103号
債務者　後藤　雅晴
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５号
兵庫県宝塚市大成町６番25号　北島コーポ１Ｆ東
債務者　石川　有一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３６号
佐賀県小城市牛津町乙柳1151番地イ
債務者　小林　隆紀
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
佐賀県佐賀市大財３丁目４番16号
債務者　中山　総子（旧姓俣野）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1375番地５
債務者　宮城　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
佐賀県佐賀市松原２丁目２番13―903号
債務者　江里口邦夫
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６号
佐賀市松原２丁目２番13―903号
債務者　江里口美知子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
岩手県紫波郡紫波町平沢字的場144番地　町営的場住宅10号
債務者　及川　玲子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８号
盛岡市緑が丘３丁目19番48号、旧住所盛岡市緑が丘３丁目18番17号　緑が丘ハイツ３号
債務者　田村　佳之
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３号
岩手県紫波郡紫波町二日町字大橋36番地６　ソフィアＡ202、旧住所盛岡市北山２丁目４番41号
債務者　永澤　龍悟
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９号
岩手県花巻市石鳥谷町上口２丁目10番地６
債務者　片山恵里香
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９１９号
千葉県柏市旭町２丁目９番９号
債務者　古川　章二
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部